

会員の処分公告（会員権停止）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告いたします。

【被処分者】

氏名	支部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
飯島 和子	川口支部	開業	11820176	飯島労務管理事務所 川口市西青木 1-11-31
野村 和正	大宮支部	開業	11830438	野村経営労務管理事務所 さいたま市大宮区北袋町 1-190-2-A128
小島 文雄	所沢支部	開業	11040021	小島社会保険労務士事務所 狭山市鶴ノ木 11-13-201
柳澤 弘紀	秩父支部	開業	11100059	柳澤弘紀社労士事務所 秩父市上宮地町 9-21

処分をした年月日：令和 6 年 1 2 月 1 3 日

処分内容：会員権停止

会員権停止期間：令和 6 年 1 2 月 1 3 日～令和 7 年 1 2 月 1 2 日（1 年間）

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、

埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項、

全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、倫理研修規則第 3 条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 5 年度以外にも未受講年度があり、かつ、「弁明書兼誓約書」の提出を求めたが、提出がなかったこと。

令和 6 年 12 月 13 日
埼玉県社会保険労務士会
会長 澤田裕二